



環境リスクPress

2024年7月発行 / VOL.49

環境リスク関連ニュース

石綿障害予防規則の一部改正(令和6年4月1日施行)(2024/04)

令和6年4月1日、石綿障害予防規則の一部改正が施行。
改正の概要は、以下の通りとなります

○除じん性能を有する電動工具の使用は、石綿等を湿潤化した場合と同等以上の石綿等の粉じんの発散低減効果があると認められるため、石綿則第13条第1項で規定する措置(石綿等の切断等作業等に係るについては、石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置のいずれかを行うことを義務付けることとされました。

○石綿則第6条の2第3項第2号(同令第6条の3で準用される場合を含む。)で規定する石綿含有成形品除去に係る措置(石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する作業及び建築物、工作物又は船舶に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業)については、有効な呼吸用保護具の使用が義務付けられていることを前提として、作業の状況に応じた最適な石綿等の粉じん発散防止措置を適切に講ずることができるよう、石綿等の常時湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置のいずれかの措置を行うことを義務付けることとされました。

○本改正は電動工具による石綿等の切断等を推奨する趣旨ではなく、石綿則第6条の2第1項の規定のとおり、石綿等の除去作業においては切断等以外の方法(ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すなど)で行う必要があり切断等以外の方法で実施することが技術上困難な場合に限り、石綿等の切断等を行うことが認められる従来の考え方を変えるものではありません。

○「除じん性能を有する電動工具」の「除じん性能を有する」には、日本産業規格Z 8122(コンタミネーションコントロール用語)でいうHEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するフィルタを備えた集じん機を用いることが含まれることとされました。

環境リスク関連ニュース

築地市場跡地から有害物質を検出 令和5年度調査(2024/05)

東京都は7日、再開発事業者が決まった旧築地市場跡地(中央区)の土壌汚染状況を令和5年度に調べた結果、141地点のうち86地点で基準値を超える六価クロム化合物などの有害物質を検出したと発表した。都によると、健康被害の恐れはなく、直ちに汚染を除去する必要はない。担当者は「再開発の工期に影響はない」としている。他に検出したのは水銀や鉛、ヒ素など。いずれも最大で六価クロム化合物は基準値の5.4倍、鉛とその化合物は14倍、ヒ素とその化合物は11倍だった。市場跡地を巡っては、三井不動産を中心とする企業グループが再開発の事業者選ばれており、5万人規模の多目的スタジアムなどを整備する計画を立てている。大部分の施設は令和14年度に開業する予定

豊田鉄工で土壌汚染、六価クロムが基準の1.4倍(2024/04)

豊田市は23日、同市広久手町の自動車部品製造「豊田鉄工」広久手工場から、土壌汚染対策法が定める基準値の最大1.4倍に当たる六価クロム化合物が検出されたと発表した。健康被害は確認されていない。市環境保全課によると、同工場の増改築に伴う同社の法定調査の際、47区画のうち1区画で検出された。同工場では2001年まで30年間ほど、六価クロム化合物を含む塗料が使用されていた。汚染が確認された場所はコンクリートで覆われており、市は周辺の飲用井戸や地下水の汚染状況を調査予定となっている

名古屋で展示の市電車両にアスベスト(2024/04)

愛知県日進市が官公庁オークションに一時出品していた同市保有の名古屋市電(路面電車)の車両にアスベスト(石綿)が含まれている恐れがある問題で、名古屋市が保有する同型車両2両に石綿が含まれていたことが同市への取材で判明した。両市が保有する市電は1936~38年に製造された同型車両で、日進市の市電にも石綿が含まれている可能性も高い。

過去の環境リスクPressはこちらから

環境リスク.COM

<https://www.kankyorisk.com>

【発行】 アスベックス株式会社

〒194-0023 東京都町田市旭町2-7-8

[TEL]042-726-0744

[FAX]042-726-0726